

全国商工会議所青年部連合会各種会議補助金に関する規程

会議名	補助額(上限)	規 程
地区内ブロック代表理事会議	3万円	開催回数にかかわらず、全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）から年間3万円を上限に補助する。補助金使途の管理については地区担当副会長に一任するものとし、補助金申請については、会議案内文、議事報告書、経費支出内訳（領収書（写）でも可）等の関係書類を添付のうえ補助金申請書を本会事務局宛てに送付すること。
ブロック商工会議所青年部会長会議	5万円	開催回数にかかわらず、本会から年間5万円を上限に補助する。補助金使途の管理についてはブロック代表理事に一任するものとし、補助金申請については、会議案内文（日時、場所、議案）、議事報告書（審議内容及び決定事項、継続協議事項など）、経費支出内訳（領収書（写）でも可）等の関係書類添付のうえ補助金申請書を本会事務局宛に送付すること。
ブロック県連会長・全国商工会議所青年部連合会役員会議	3万円	1年に2回程度開催することとし、年度内3万円を上限に会議費の実費を補助する。 については、担当青年部は会議案内文、議事報告書、経費支出内訳（領収書（写）でも可）等の関係書類を添付のうえ補助金申請書を本会事務局宛送付すること。
県別青年部連絡会議	2万円	標記連絡会議に対しては、開催回数にかかわらず、会議費として本会から年間2万円を上限に補助する。 については県連合会または幹事青年部は、会議案内文、議事報告書、経費支出内訳（領収書（写）でも可）等の関係書類を添えて本会事務局宛申請すること。ただし、補助の申請はその都度行わず、その年度で最終の連絡会議終了後、速やかに一括して申請することとする。